

[事案 2023-56] 特約解約無効等請求

・令和6年1月25日 裁定終了

<事案の概要>

特約解約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成5年8月に契約した定期保険特約付終身保険について、平成29年3月に保険金変更手続（以下、「本保険金変更」）がなされ、定期保険特約が2000万円から220万円に減額、それ以外の特約（以下、「本特約」）は全て解約された。しかし、本保険金変更の請求書は、別の日に自分が白紙に書いた署名を転記して作成されたもので、偽造されたものであることから、本特約の解約を無効とし、平成29年4月以降、本特約にもとづく給付金を支払ってほしい。また、本裁定申立を含む保険金請求に費やした人件費、交通費等の損害を賠償してほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 担当者は、平成29年3月に申立人とファミリーレストランで面談し、申立人の意向を十分に確認したうえで、本保険金変更を行っている。
- (2) 担当者は、平成29年3月下旬に、「手続きのご案内『保険金変更』」を作成し申立人に渡して説明をしているが、本保険金変更は「手続きのご案内『保険金変更』」記載のとおりの内容となっている。
- (3) 本保険金変更にもとづく解約返戻金の支払いがあった際にも、申立人から当社に質問等はなく、「ご契約内容の一覧」等を年に一度送付しているが、本申出以前に、申立人からの質問や不満の申し出はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本保険金変更にかかる経緯等を把握するため、申立人および担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、特約解約の無効等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。